

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成29年度 第20回委員会 平成30年2月21日（水） 於：橿原市役所 北館2階 小会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 増田 正二 事務局 生活安全部長、生活安全部副部長 契約検査課長、検査技監、 契約検査課課長補佐4名 他1名	
審議対象期間	平成29年4月1日～平成29年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	（備考）期間内入札等件数 総件数 83件 事後審査型条件付き一般競争入札 62件 指名競争入札 20件 総合評価落札方式 0件 プロポーザル方式 0件 随意契約 1件 条件付き一般競争入札 0件 設計施工方式 0件
事後審査型条件付き 一般競争入札	3件	
指名競争入札	1件	
総合評価落札方式	0件	
プロポーザル方式	0件	
随意契約	1件	
条件付き 一般競争入札	0件	
設計施工方式	0件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<p>&lt;入札及び随意契約の執行状況について&gt;</p>	
<p>次年度から、ほぼ全ての発注において一般競争入札を行っていくとのことだが、今後は指名競争入札や総合評価方式が無くなるということか？</p>	<p>現在、複数見られる登録業者全者を指名し入札している案件は、原則どおり一般競争入札へ移行し、指名競争入札を徐々に減らしていく考えであり、総合評価方式、企画提案型（プロポーザル）方式、随意契約が無くなるわけではない。</p>
<p>&lt;抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について&gt;</p>	
<p>抽出事案1〔各小中学校便器洋式化工事 第2期（1工区）〕について</p>	
<p>最安値を入札した業者が事後審査により失格となっているが、理由は何か？</p>	<p>当該業者は同日の開札会において3件の落札候補者となった。しかし、公告条件の監理技術者が1名のみであったため、直前の案件は落札者となったが、本案件では技術者不在のため事後審査により失格となった。なお残りの案件は、主任技術者配置の条件であり落札者となっている。 本市の運用上、技術者が1名であっても複数案件への応札は認めている。</p>
<p>便器洋式化工事を第1期と第2期に分割した理由は何か？</p>	<p>夏休みが工事対象の学校は4月に先行発注し、それ以降でも工事可能な学校と区別した。また、工事箇所が多く年度内竣工するために各々2工区に分割した。</p>
<p>抽出事案3〔クリーンセンター改修工事に伴う設計業務委託〕、 抽出事案4〔中学校（第1工区）特殊建築物等定期点検及び非構造部材点検業務〕について</p>	
<p>2案件を比較したところ業種は共に建築コンサルタントの建築一般であるが、事案3は事後審査型条件付き一般競争入札で最低制限価格を設定しており、落札率は96.37%であり、事案4は指名競争入札で最低制限価格を設定しておらず、落札率は58.50%である。 両案件は共に同業種であるにもかかわらず、その発注方法、最低制限価格の有無、落札率の傾向が異なっている。 通常は一般競争入札の方が競争性を担保できると言われるが、このように指名競争入札に付して最低制限価格を設けない方が落札率を低くすることもあり得る。 入札事務においては公平性だけでなく、競争性や経済性の観点も重要であることから、この場合は指名競争入札にするメリットはあると言える。 様々な入札方式がある中、硬直的に考えず、それらをバランスよく運用することが必要である。品質確保や業者の育成のためには最低制限価格を設定し、ダンピングを抑制する措置は必要であるが、全ての案件で最低制限価格を設けるのがよいという訳ではないと考えられる。</p>	

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案5〔市道滋明寺町・四条町線に係る不動産鑑定業務〕について	
第18回の監視委員会で抽出された固定資産税の評価替え業務は市内4分割し、それぞれ4業者と随契していたが、今回もその地域の業者と同様なのか？	本案件の鑑定場所は2つ町に跨っており、一方の町は当該契約業者の担当区域であるが、もう一方は別業者である。 ただし各地区の鑑定後、市内全域の路線価を設定しているのは当該業者であることから、地域特性にも精通し評価のバランスを考慮することも可能なことから当該業者を選定した。
特命随契として選定理由は理解できるが、落札率が100%となっている。さらに引き下げることが不可能なのか？	工事と異なり委託業務は発注者側で設計積算が困難であるため、業者見積が予定価格になり結果として契約金額も同額で、落札率は100%となっている。 ただし、最終見積額は十分な価格折衝することとしている。
<建設工事種別の発注統計について>	
平成21年以降、くじ率の下限を94.00%に引き下げているが、近年落札率は上昇する傾向で推移しているのは何故か。	中央公契連モデルに準じて最低制限基準金額の算出方法を順次改定している。これにより、近年は最低制限基準金額自体がより高く算出されるように推移したため、それに伴い落札率も上昇傾向にあるものと考えられる。
<工事成績について>	
最近の傾向を見ると、BかCの評価に偏っている。改善すべき事項があるD評価以下の工事が出てこないのは結構だが、優秀なA評価の工事が現れないのは何故か。	A評価を付けるには、創意工夫による評点加点が重要になってくるが、最近では工事における工夫が一般化しており、従来と同様の工夫を施していても大きく加点することが難しいためである。
評価基準の設定の仕方に問題があるのではないのか。	B評価の場合は評点が75点から89点の工事を対象としているため、75点であっても89点であっても同じ評価になってしまう。 A評価が付き難い中、評点を75点さえ取ればB評価になり、それ以上の評点を目指そうというインセンティブが働かない状況にあると言える。 今後は工事成績からくる総評定点の主観的要素の評価区分を細分化することを考えている。例えば80点で線引きをし、従来同じB評価になっていたものを差別化する案がある。
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
特になし	
<次回の開催について>	
次回の当委員会は、平成30年8月に開催予定。	